

大和市水道法施行細則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第40号

### 大和市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書とする。

2 前項の専用水道布設工事確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第33条第1項に規定する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第33条第5項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしなないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合通知書により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届により行わなければならない。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始届により行わなければならない。

2 前項の専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第13条第1項に規定する水質検査の結果書の写し

(2) 法第13条第1項に規定する施設検査の成績書の写し

(水道技術管理者の設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置報告書により市長に報告し

なければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道技術管理者変更報告書により市長に報告しなければならない。

3 第1項の専用水道技術管理者設置報告書又は前項の専用水道技術管理者変更報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 勤務証明書

(3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し

(4) 省令第14条第3号に規定する登録講習の修了証書の写し

(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査(省令第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。)を行ったときは、速やかに専用水道水質検査結果報告書を市長に報告しなければならない。

(記録作成の様式)

第7条 法第34条第1項において準用する法第20条第2項の規定による水質検査の記録のうち、省令第15条第1項第1号イに掲げる検査の記録は、水道維持管理記録により、又はこれに準じて作成するものとする。

(専用水道の業務の委託等の届出)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道管理業務委託届により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道管理業務委託契約失効届により行わなければならない。

2 前項の専用水道管理業務委託届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 業務委託契約書の写し

(2) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類又はその写し

3 専用水道の設置者は、第1項の専用水道管理業務委託届の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道管理業務委託届記載事項変更届を市長に届け出なければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第9条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届を市長に届け出なければならない。

(専用水道の給水の緊急停止報告)

第10条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

(簡易専用水道の設置の届出)

第11条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

第12条 簡易専用水道の設置者は、前条の簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。)に変更があったときは、速やかに簡易専用水道設置届記載事項変更届により市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(3) 受水槽の有効容量

(簡易専用水道の廃止の届出)

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の給水の緊急停止報告)

第14条 簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4号の規定により簡易専用水道の給水の緊急停止をしたときは、直ちに、簡易専用水道給水緊急停止報告書により、その旨を市長に報告しなければならない。

(改善の指示等)

第15条 市長は、法第36条第1項又は同条第3項の規定により指示するときは、指示書により行うものとする。

2 市長は、法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、勧告書により行うものとする。

(給水停止命令)

第16条 市長は、法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずるときは、給水停止命令書により行うものとする。

(様式)

第17条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	専用水道布設工事確認申請書	第2条
第2号様式	専用水道布設工事確認通知書	第2条
第3号様式	専用水道布設工事不適合通知書	第2条
第4号様式	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	第3条
第5号様式	専用水道給水開始届	第4条
第6号様式	専用水道技術管理者設置報告書	第5条
第7号様式	専用水道技術管理者変更報告書	第5条
第8号様式	専用水道水質検査結果報告書	第6条
第9号様式	水道維持管理記録	第7条
第10号様式	専用水道管理業務委託届	第8条
第11号様式	専用水道管理業務委託契約失効届	第8条
第12号様式	専用水道管理業務委託届記載事項変更届	第8条
第13号様式	専用水道廃止届	第9条
第14号様式	専用水道給水緊急停止報告書	第10条
第15号様式	簡易専用水道設置届	第11条及び第12条
第16号様式	簡易専用水道設置届記載事項変更届	第12条
第17号様式	簡易専用水道廃止届	第13条
第18号様式	簡易専用水道給水緊急停止報告書	第14条
第19号様式	指示書	第15条
第20号様式	勧告書	第15条
第21号様式	給水停止命令書	第16条